いわき市新学校給食共同調理場整備・運営事業

事業者選定基準

（261106 版）

令和 8 年 11 月

いわき市

― 目　　次 ―

1. 本書の位置づけ 1

2. 事業者選定の概要 1

2.1. 事業者選定方式 1

2.2. 事業者選定方法 1

2.3. 事業者選定の体制 1

3. 選定の手順 2

3.1. 参加資格審査（第一次審査） 3

3.2. 提案内容審査（第二次審査） 3

3.2.1. 提案資料の確認 3

3.2.2. 見積価格の確認 3

3.2.3. 必須項目審査 3

3.2.4. 加点項目審査 3

3.2.5. 総合評価点 8

4. 優先交渉権者の決定 8

4.1. 優先交渉権者の決定 8

4.2. 結果及び評価の公表 9

4.3. 優先交渉権者を決定しない場合の措置 9

1. 本書の位置づけ

いわき市新学校給食共同調理場整備・運営事業　事業者選定基準（以下「事業者選定基準」という。）は、いわき市（以下「市」という。）が、いわき市新学校給食共同調理場整備・運営事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者（以下「事業者」という。）の募集及び選定を行うにあたって、プロポーザル参加者へ公表する募集要項と一体のものである。

事業者選定基準は、事業者を決定するにあたって、最も優れた提案を行ったプロポーザル参加者（以下「最優秀提案者」という。）等を選定するための方法及び評価項目等を示し、プロポーザル参加者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。

2. 事業者選定の概要

2.1. 事業者選定方式

本事業では、設計、開業準備、維持管理及び運営の各業務において、事業者による効率的・効果的な業務の提供を求めることから、事業者の選定にあたっては、民間のノウハウ並びに創意工夫を総合的に評価することが必要である。したがって、事業者の選定方法は「公募型プロポーザル方式」により行うものとする。

2.2. 事業者選定方法

事業者の選定は、二段階の審査により実施し、第一次審査として参加資格審査、第二次審査として提案内容審査（見積価格の適格審査、必須項目審査、加点項目審査、総合評価点の算定）を行う。なお、参加資格審査は、提案内容審査の対象となるプロポーザル参加者を選定するためにのみ行うこととし、参加資格審査の具体的な内容について、これを提案内容審査に持ち越さないものとする。

2.3. 事業者選定の体制

審査にあたっては、市が設置したいわき市新学校給食共同調理場整備・運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、事業者選定基準に関する審議並びにプロポーザル参加者より提出された提案書の審査を行い、最優秀提案者等を選定する。

なお、選定委員会は、下表の５名の委員で構成され、選定委員会における審査は非公開とする。

また、最優秀提案者等の選定に関して、プロポーザル参加者やそれと同一と判断される団体等が、自己を有利に又は他の応募者を不利にするように、各委員に働きかけを行った場合は失格とする。

委員長	佐竹　望	いわき市副市長
委員	石井　敏	東北工業大学　副学長
委員	井間　眞理子	山形県立米沢栄養大学　健康栄養学部健康栄養学科　非常勤講師 公益財団法人福島県学校給食会　専門栄養技師
委員	西川　謙太	いわき市財政部長
委員	赤津　俊一	いわき市教育部長

3. 選定の手順

選定の手順は、次のとおりとする。

(1) 参加資格審査（第一次審査）

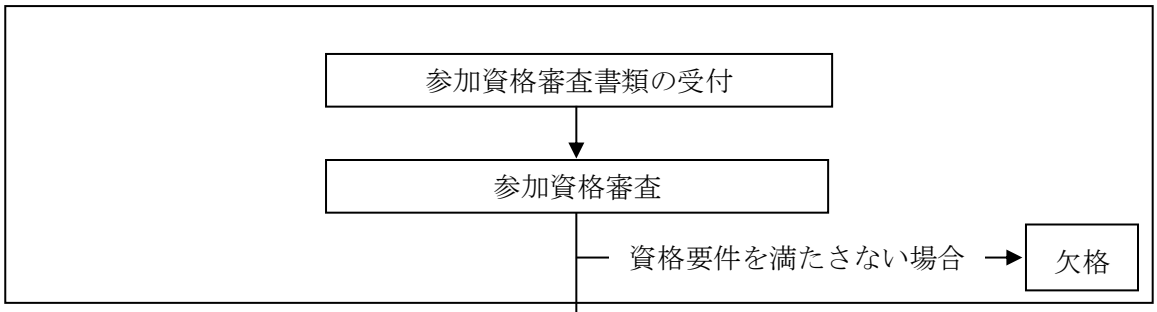

(2) 提案内容審査（第二次審査）

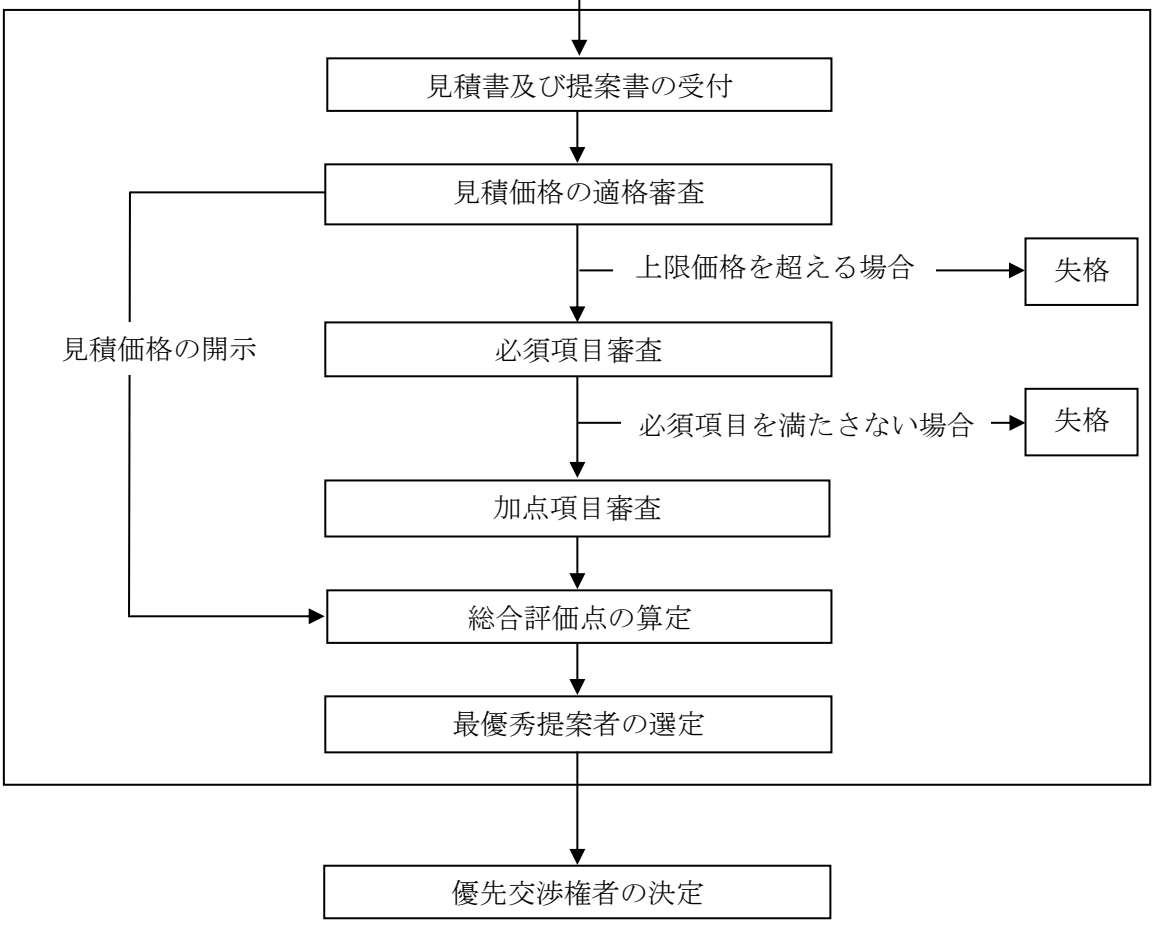

3.1. 参加資格審査（第一次審査）

参加資格の審査では、プロポーザル参加者の備えるべき参加資格要件（募集要項に規定されている要件）を満たしているかどうかの審査を行う。１項目でも当該要件を満たしていない場合は、欠格（参加資格がない）とする。

3.2. 提案内容審査（第二次審査）

3.2.1. 提案資料の確認

提出された提案書を確認し、様式集に記載した提出書類がすべて揃っていることを確認する。提案書に不備がある場合は、失格とする。

3.2.2. 見積価格の確認

市は、見積書に記載された見積価格が提案限度額を超えていないことを確認する。見積価格が提案限度額を超える場合は、失格とする。

3.2.3. 必須項目審査

プロポーザル参加者の提出した提案書の内容が、市が必須とする項目（必須項目）を充足しているかを確認する。

提案内容が必須項目を満たさない場合は失格とする。

必須項目審査は以下のとおりとする。

ア　要求水準書の要求水準が未達でないこと。

イ　募集要項に示す要件及び様式集に示す提案書の作成に関する条件について違反のないこと。

3.2.4. 加点項目審査

提案書のうち、市が特に重視する項目（加点項目）について、その提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて評価点を付与する。

評価点は、全体で 1,000 点満点とする。

加点項目審査の評価基準、採点の基準は、次のとおりとする。

(1) 加点項目審査の評価基準

a） 事業計画に関する提案

評価内容	配点	様式
①事業実施方針、実施体制 ・本事業の目的、施設の役割等に合致した事業実施方針について、優れた提案がなされているか。 ・事業期間全体にわたる実施体制について、優れた提案がなされているか。 ・業務の品質確保に資する体制、品質の低下の兆候を早期に発見して自主的に改善が図られるセルフモニタリングの仕組みについて、優れた提案がなされているか。 ・維持管理・運営期間における設計企業の保守管理等への協力について、優れた提案がなされているか。	40	様式 27-1
②リスク管理の方針 ・本事業に付随するリスク分析し、リスクを顕在化させない仕組みについて、優れた提案がなされているか。 ・リスクが顕在化した場合の対応策について、優れた提案がなされているか。 ・いずれかの構成員の業務遂行が困難となった際の対応策について、優れた提案がなされているか。	30	様式 27-1
③建設業務との連携・支援 ・別途発注される建設業務に関する市や建設企業との連携や支援について、優れた提案がなされているか。 ・市の想定する供用開始時期までに建設業務を完了させるための支援について、優れた提案がなされているか。	30	様式 27-3
（計）	100	

b） 設計に関する提案

評価内容	配点	様式
①設計業務計画 ・設計業務期間中における業務管理、品質管理を適切に行うため、経験・資格等を有する人材を配置する等の体制や方策について、優れた提案がされているか。 ・設計業務期間中における市との連携や協力体制、設計変更等の市の要望に対して柔軟で円滑な対応や業務実施について、優れた提案がされているか。 ・工程計画が適切であり、実効性のある設計スケジュールについて、優れた提案がなされているか。	30	様式 28-1
②配置計画・外部動線計画 ・配置計画・外部動線計画の観点から、機能性・安全性（本件施設用地の出入りに係る交通安全を含む）・防災性について、優れた提案がなされているか。	70	様式 28-2
③内部計画 ・内部計画（給食エリアのゾーニング、諸室配置、内部動線等）の観点から、給食調理における安全衛生、機能性や利便性及び快適性など、作業環境等について、優れた提案がなされているか。 ・事業期間中の提供食数減少へ柔軟に対応できるフレキシブルな構造や仕様等について、優れた提案がなされているか。 ・食育の推進に向け、見学エリア等の工夫について、優れた提案がなされているか。 ・温熱環境等、施設整備の観点から従業員等における利便性・快適性等の環境の向上について、優れた提案がなされているか。 ・市の想定する献立内容や提供食数、調理に対応し、かつ 2 時間喫食が可能な調理設備・備品計画について、優れた提案がなされているか。	70	様式 28-3
④建設コスト・ライフサイクルコスト・地球環境への配慮 ・建設コストを低減する方針や工夫について、優れた提案がなされているか。 ・ライフサイクルコストを低減する方針や工夫について、優れた提案がなされているか。 ・将来における建築設備及び調理設備の更新や修繕について、ライフサイクルコストや配管・高所などにも考慮した維持管理性に配慮した、優れた提案がなされているか。 ・建設コスト抑えつつ、省エネルギー、高効率機器の採用など、光熱水費の低減させる方針や工夫について、優れた提案がなされているか。 ・建設コストを抑えつつ、ZEB Ready の取得、エコマテリアルの採用、省資源化など、環境負荷を低減させる方針や工夫ついて、優れた提案がなされているか。	30	様式 28-4
（計）	200	

c） 開業準備に関する提案

評価内容	配点	様式
①　開業準備計画 ・各業務間の連携や市との連携を含め、供用開始後の運営を円滑に実施するための開業準備（試運転、試食会等）について、優れた提案がなされているか。	30	様式 29-1 ～29-2
（計）	30	

d） 維持管理に関する提案

評価内容	配点	様式
① 実施体制及び品質管理 ・建築物や設備等の性能及び状態を常に最良の状態に保全するなど、維持管理にあたっての基本的な考え方について、優れた提案がなされているか。 ・施設・設備の不具合、事故等発生時に限られた期間での更新計画や速やかな対処を実現する体制について、優れた提案がなされているか。 ・自然災害などが発生した際、機能維持や安全対策について、優れた提案がなされているか。 ・配置人数や体制、経験・資格等を有する人材の確保や地域企業の活用を含め、効率的かつ効果的な維持管理業務の実施、及び事業終了時の円滑な維持管理データの承継に資する DX の取り組みについて、優れた提案がなされているか。	40	様式 30-1
②修繕計画 ・予防保全を基本とした劣化等による危険・障害の未然防止について、優れた提案がなされているか。 ・維持管理コストの低減や調理設備の長寿命化について、優れた提案がなされているか。 ・事業期間終了後に本件施設を継続利用するに当たり良好な状態である旨の判断基準、市との協議内容等、事業期間終了時の配慮について、優れた提案がなされているか。	30	様式 30-2
③地球環境負荷の低減への配慮（運営業務からの観点を含む） ・維持管理業務及び運営業務の観点から、省エネルギーや光熱水費の削減を図るエネルギーマネジメントや省資源化など、環境負荷低減の方策及び検証方法とその実効性について、優れた提案がなされているか。	40	様式 30-3
（計）	110	

e） 運営に関する提案

評価内容	配点	様式
①質の高い給食の安定的な提供 ・配置人数や体制、経験・資格等を有する人材の確保や、市と事業者間の情報共有のあり方など、優れた提案がなされているか。 ・多様な献立に対応できる体制や方策について、優れた提案がなされているか。 ・質の高い給食を安定的に提供するための工夫や食べ残し抑制への方策について、優れた提案がなされているか。 ・別途発注される給食配送業務に関する市や給食配送企業との連携や支援について、優れた提案がなされているか。	70	様式 31-1
②安全衛生 ・調理業務において「学校給食衛生管理基準」や HACCP 等の考え方に基づき、食中毒事故及び異物混入の防止を高水準で管理するための方策について、優れた提案がなされているか。 ・特にノロウイルスや O-157 による食中毒、新型コロナウィルス感染症をはじめとする新興感染症の発生を未然に防ぐための方策について、優れた提案がなされているか。 ・安全衛生及び労働環境における事故、火災などの未然防止や避難のための考え方や、従業員の教育について、優れた提案がなされているか。 ・安全衛生の観点から適温での給食提供が確実に行われるための方策について、優れた提案がなされているか。 ・衛生検査の内容・頻度や、不適が認められた際のリスク管理体制について、優れた工夫や提案がなされているか。 ・衛生管理を徹底した洗浄・残渣処理の取組みや、残渣の抑制・減量化等について、優れた提案がなされているか。	70	様式 31-2
③従業員の労働環境 ・従業員の労働安全衛生上の問題を未然に防ぐ仕組みについて、優れた提案がなされているか。 ・従業員の人材育成（研修制度等）やモチベーションの維持・向上（福利厚生やキャリアアップ、安定雇用等）につながる取り組みについて、優れた提案がなされているか。	40	様式 31-3
④食育支援（自主事業を含む） ・本事業の基本理念等に即した食育支援について、優れた提案がなされているか。 ・特に地域開放、長期休暇や午後の時間帯における本件施設の有効利用の観点から、自主事業について、優れた提案がなされているか。※ ※自主事業の実施を計画していない場合、本項で自主事業の提案をしなくても失格としない。	40	様式 31-4
⑤運営企業に係る市内企業の参画 ・構成員となる運営企業に市内企業を含む場合は 100%評価 ・上記以外は 0%評価 ※市内企業とは、いわき市内に本社又は本店を有する企業をいう。（以下同じ）	40	様式 31-5
（計）	260	

f） その他に関する提案

評価内容	配点	様式
① 地域への貢献 ・現学校給食共同調理場給食業務に従事する市の会計年度任用職員の雇用計画や処遇について、優れた提案がなされているか ・積極的な市民の雇用による地域社会への貢献について、優れた提案がなされているか。 ・市内企業のさらなる活用や市内企業への発注に係るモニタリングの方策について、優れた提案がなされているか。 ・その他、地域社会・経済への貢献について、優れた提案がなされているか。	60	様式 32-1
② 災害支援・協力体制 ・災害時等における市との協力体制について、優れた提案がなされているか。	40	様式 32-2
（計）	100	

g） 価格に関する提案

評価内容	配点	様式
①市の財政支出の削減 ・市の財政支出はどの程度削減されるか（下式による評価）。 評価点＝100 点×（プロポーザル参加者のうちの最低見積価格／プロポーザル参加者の見積価格）	100	様式 34
②調理設備・調理備品に係る市の財政支出の削減 ・調理設備・調理備品に係る市の財政支出はどの程度削減されるか（下式による評価）。 評価点＝100 点×（プロポーザル参加者のうちの調理設備・調理備品の提案の最低提案額／プロポーザル参加者の調理設備・調理備品の提案額）	100	様式 36
（計）	200	

(2) 採点の基準

a）～f）については、評価項目ごとの評価の視点に基づいて、提案内容を審査し、以下に示す判断基準により評価点を付与する。

評価内容		採点レート
A	要求水準書より特に優れている	当該項目の配点×100%
B	要求水準書より優れている	当該項目の配点×80%
C	要求水準書よりやや優れている	当該項目の配点×60%
D	要求水準書と同程度	当該項目の配点×50%
E	要求水準書を満たすが、課題・懸念がある	当該項目の配点×40%

3.2.5. 総合評価点

選定委員会は、算定した評価点の合計（総合評価点）が最も高い提案を最優秀提案として選定する。

4. 優先交渉権者の決定

4.1. 優先交渉権者等の決定

市は、参加資格確認審査及び提案内容審査の結果により選定された最優秀提案者を優先交渉権

者として決定する。ただし、最優秀提案者が複数いるとき（総合評価点が同点のとき）は、a）～f）の評価点の合計点が最も高い者を優先交渉権者とする。なお、a）～f）の評価点の合計点も同点の場合は、a）～f）のうち配点が 40 点以上の審査項目における評価点の合計が高い者を優先交渉権者とする。さらに、a）～f）のうち配点が 40 点以上の審査項目における評価点の合計点も同点の場合は、当該最優秀提案者にくじを引かせて最優秀提案者を決定する。また、最優秀提案者に次いで評価の高い提案者を優秀提案者（次点候補者）として決定する。

なお、プロポーザル参加者が 1 者であった場合も参加資格審査及び提案内容審査を実施する。

4.2. 結果及び評価の公表

市は、選定委員会における審査結果を取りまとめて、各プロポーザル参加者の代表企業に書面にて通知後、市のホームページ等で公表する。なお、当該公表では、事業者選定基準に定める加点項目審査に係る各審査項目において各プロポーザル参加者が獲得した得点も公表する予定である。

4.3. 優先交渉権者を決定しない場合の措置

プロポーザル参加者の募集、評価及び落札者の決定において、最終的にプロポーザル参加者がない場合には、最優秀提案者を決定せず、その旨を市のホームページ等で速やかに公表する。

ただし、プロポーザル参加者全員（プロポーザル参加者が 1 者の場合を含む）が、参加資格審査及び加点項目審査を除く提案内容審査において失格となった場合、及び加点項目審査において事業者として適切ではないと判定された場合（a）～f）の評価点が 800 点中 480 点未満の場合）は、本プロポーザルは成立しないものとする。